

牛ふん堆肥の放射性セシウム検査の結果について（第2報）

平成23年9月13日

秋田県農林水産部

先に検査しました汚染稲わらを牛に給与した県内畜産農家等に係る牛ふん堆肥のうち、放射性セシウムが暫定許容値を超えた6戸中4戸について、製造時期の異なる別の堆肥、及び今回新たに汚染稲わらを堆肥に混入した畜産農家1戸の堆肥の検査を行ったところ、下記のとおり結果が判明しましたのでお知らせします。

1 検査対象

- ① 汚染稲わらを牛に給与した畜産農家のうち、先の検査で暫定許容値を超えた畜産農家で製造された別の堆肥 (4戸 ・ 6検体)
- ② 汚染稲わらを堆肥に混入した畜産農家の堆肥 (1戸 ・ 2検体) 計 8検体

2 検査結果

5検体で放射性セシウムの暫定許容値400ベクレル/kg以下であったものの、3検体で暫定許容値を超えました。

(単位：ベクレル/kg)

農家番号	前回測定した堆肥ロットの値	今回測定値した堆肥ロットの値		備考
		A	B	
1	1,000(5,6月製造)	600(4,5月製造)	400(7月製造)	譲渡・施用等の自粛解除(ただし、暫定許容値を超えた堆肥については譲渡・施用禁止)
2	600(5月製造)	500(6月製造)	不検出(7月製造)	
3	800(6,7月製造)	400(7月製造)		
4	800(7月製造)	不検出(7月製造)		
5	—	不検出(4,5月製造)	900(6,7月製造)	
6	1,100			今後検査予定
7	800			今後検査予定

〔検査日〕 9月12日

〔検査機関〕 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

〔検査機器〕 NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

なお、汚染稲わら給与後に製造され、暫定許容値を超えた堆肥については、それぞれの堆肥場に保管されており、流通していないことを確認しています。

3 今後の対応

- ① 検査結果が暫定許容値以下であった堆肥については、譲渡・施用を可能とします。
- ② 4戸の農家（農家番号1～4）については、一番最近製造された堆肥が暫定許容値以下であったため、今後製造される堆肥については、譲渡・施用を可能とします。
- ③ 汚染稲わらを混入した畜産農家（農家番号5）の堆肥は、混入した堆肥を特定し、検査を実施しています。今後製造される堆肥については、汚染稲わらが混入しないことから譲渡・施用を可能とします。
- ④ 暫定許容値を超えた堆肥については、当該堆肥の譲渡・施用の自粛を継続するよう指導するとともに、その保管・処分等については、国から改めて示される方針に沿って対応します。
- ⑤ 今回の検査後に製造される新たな堆肥（農家番号6, 7）については、別途、放射性セシウム検査を行い、その結果に基づき、当該農家に対し譲渡・施用の可否についての指導を行っていきます。